省　令

○総務省令第三十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月三十一日

総務大臣　野田　聖子

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（搬送波等の条件） **第十二条**　［略］ 2　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。 ［一　略］ 二　受信用光伝送装置の入力端子 ［イ～ニ　略］ （搬送波の周波数） **第十八条**　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三二・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、二二四・四一メガヘルツから二、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。	（搬送波等の条件） **第十二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一　同上］ 二　受信用光伝送装置の入力 ［イ～ニ　同上］ （搬送波の周波数） **第十八条**　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。 一、五五〇、一、六一三、一、六五三、 一、六九三、一、七三三、一、七七三、 一、八一三、一、八五三、一、八九三、 一、九三三、一、九七三、二、〇一三、 二、〇五三、二、七二六、二、七六六、 二、八〇六、二、八四六、二、八八六、 二、九二六、二、九六六、三、〇〇六、 三、〇四六、三、〇八六、三、一二六、 三、一六六及び三、二〇六メガヘルツ

この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、
一、一二六・二〇、一、一六四・五六、
一、二〇二・九二、一、二四一・二八、
一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、
一、三五六・三六、一、三九四・七二、
一、四三三・〇八、一、四七一・四四、
二、二四一・六六、二、二八〇・〇二、
二、三一八・三八、二、三五六・七四、
二、三九五・一〇、二、四三三・四六、
二、四七一・八二、二、五一〇・一八、
二、五四八・五四、二、五八六・九〇及び二、六二五・二六メガヘルツ

2　受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五三二・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツから三、二二三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、五五〇、一、六一三、一、六五三、
一、六九三、一、七三三、一、七七三、
一、八一三、一、八五三、一、八九三、
一、九三三、一、九七三、二、〇一三、
二、〇五三、二、七二六、二、七六六、
二、八〇六、二、八四六、二、八八六、
二、九二六、二、九六六、三、〇〇六、
三、〇四六、三、〇八六、三、一二六、
三、一六六及び三、二〇六メガヘルツ

設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、
一、一二六・二〇、一、一六四・五六、
一、二〇二・九二、一、二四一・二八、
一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、
一、三五六・三六、一、三九四・七二、
一、四三三・〇八及び一、四七一・四四
メガヘルツ

2　受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、六一三、一、六五三、一、六九三、
一、七三三、一、七七三、一、八一三、
一、八五三、一、八九三、一、九三三、
一、九七三、二、〇一三及び二、〇五三
メガヘルツ